平成２９年（フ）第１８号
大分県日田市若宮町１番60号　桜木アパートＢ号
債務者　河野　公惠
1　決定年月日時　平成29年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第７４号
沖縄県豊見城市字平良154番地１　大城アパート206号
債務者　島袋　政智
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７８３号
福岡市中央区舞鶴３丁目８番18―605号、前住所大阪府寝屋川市新家１丁目３番６号（202号）
債務者　木村　行秀
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８８８号
大阪市西成区山王２丁目３番２号　メゾンクレリエール　201
債務者　髙取　祥子（旧姓稲本）
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９５３号
大阪市城東区今福西１丁目２番12号
債務者　坂下　卓彌
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１１号
大阪府枚方市桜丘町80番16―16号、前住所大阪府交野市私部８丁目11番２―305号
債務者　松本　成亮
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１５５号
大阪市住之江区南港東１丁目７番３―303号
債務者　金山将吏こと　谷口　将吏
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９５号
大阪府大東市北条２丁目11番10号
債務者　山口志津子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５４０号
大阪市鶴見区安田３丁目２番80号
債務者　金井由加理こと谷山由加理こと　康由加理
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７０号
大阪府東大阪市新池島町３丁目９番６号メゾンニュー池島Ⅱ　Ａ棟102号
債務者　三原　良智
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７９号
大阪府豊中市北緑丘１丁目10番10号
債務者　内山　芳子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６０６号
大阪府東大阪市池之端町７番39号　アンシャンテ池之端　108号
債務者　本田　知子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６３３号
大阪市西成区中開２丁目２番20号
債務者　小林　克也
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７６８号
大阪府大東市深野３丁目９番23号
債務者　山本　勝幸
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６号
大分市大字上宗方765番地の106（椿コーポ102）
債務者　内田　洋子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５９号
大分市大字寒田977番地の２（県営１Ａ１―14）
債務者　麻生嶋浩彦
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５号
愛知県豊田市大島町豊27番地
債務者　塚本ひろ子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係